

物品供給契約書(案)

供給すべき物品の表示

マイクロソフト社 包括ソフトウェアライセンス一式

発注者 国立大学法人帯広畜産大学（以下「甲」という。）と供給者（以下「乙」という。）との間において、上記の物品（以下「物品」という。）について、下記の金額で供給契約を結ぶものとする。

第1条 売買代金額は、金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）とする。

2 前項の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、売買代金に110分の10を乗じて得た額である。

第2条 乙は甲に対し、別紙仕様書に基づき、物品の供給をするものとする。

第3条 物品は帯広畜産大学農学情報基盤センターに納入するものとする。

第4条 物品の契約期間は、令和3年7月1日から令和4年6月30日までとする。

第5条 納品書は帯広畜産大学経理課に送付すべきものとする。

第6条 代金は、物品の納入検査後1回に支払うものとする。

第7条 代金の請求書は、帯広畜産大学経理課に送付すべきものとする。

第8条 契約保証金は免除する。

第9条 代金の支払時期は、適正な請求書を受理した日から40日以内とする。

第10条 この契約についての必要な細目は、国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程第2条に定める物品供給契約基準によるものとする。

第11条 この契約について甲・乙間に紛争が生じた場合、双方協議の上、これを解決するものとする。

第12条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙間において協議して定めるものとする。

第13条 本契約に関する紛争については、釧路地方裁判所帯広支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、甲・乙は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 帯広市稲田町西2線11番地
国立大学法人帯広畜産大学
契約担当役 事務局長 藤波 豊彦

乙